

見附市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

見附市上下水道事業管理規程第5号

見附市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局職員の給与に関する規程（平成25年見附市ガス上下水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「5, 700円」を「6, 400円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の見附市上下水道局職員の給与に関する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。